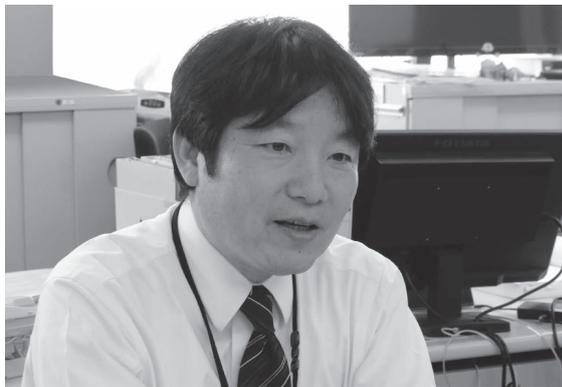


トップ登場

基盤強化・再構築の時代へ



厚生労働省医薬・生活衛生局
水道課長
是澤 裕二 氏

平成30年12月6日、国会提出から21カ月を経て改正水道法が成立した。人口減少、水道施設の老朽化が進む中で、さらなる水道の基盤強化が求められていく。厚生労働省水道課長として水道法改正に取り組んだ是澤課長に、長期的に見た水道界の印象や課題解決に向けた意気込みを伺った。

水道の転換期を迎えて

—これまで多様な職務を経験され、水道事業に対しどのような思いをお持ちですか。

私が最初に水道の仕事に就いたのは、平成の初めころです。厚生省水道環境部（当時）の水道整備課技術係長として職務に当たりました。

水道の仕事に携わる前は「日本の水道は安全で普及率も高く、何か課題があるのだろうか」と思っていました。しかし、国民皆水道の達成や安全で安定した水道の実現を目標とした「21世紀に向けた水道整備の長期目標」を知り、まだまだ取り組むべきことがあるのだと感じまし

た。

係長時代の大きな仕事の一つは、平成6年に制定されたいわゆる水道水源二法の検討でした。法律を立案する際の基本的な考え方や調整の進め方を学ぶことができ、非常に貴重な経験であったと感じています。

また、同年度は大規模災害が多い年でありました。梅雨の時期でも雨がほとんど降らず、西日本を中心に大規模な水不足に陥りました。断水は長期化し、冬まで断水が続いた地域もありました。

一方で、年明けには阪神・淡路大震災が発生しました。災害時の対応要領も現在ほど整理されておらず、試行錯誤で給水車の確保や被災地のニーズの把握を行いながら、支援の調整に奔走した記憶があります。余震が続く中、被災地にも1週間ほど駐在し、情報収集と復旧事業の調整に当たりました。これは現在でも非常に鮮烈な思い出として残っています。被災現場を実際に目にし「なんとしても耐震性能に優れた強靱な水道に変えていかなければならない」と強く思いました。

平成17年に課長補佐として当課に戻ってきたときには、「日本の水道は転換期を迎えている」と感じました。16年に水道ビジョンが策定され、水道関係者が水道のあるべき将来像について共通目標を持ち、その実現に向けて動き出したように思います。

一方で、耐震管については、水道事業者の間に共通した定義がまだにないことに問題意識を持ちました。そこで、検討会を立ち上げ、その成果が水道施設の技術的基準を定める省令の改正による耐震性能の明確化と更新に合わせた耐震化の推進につながっていくのですが、私は途中で異動になってしまいました。

そして、課長として戻ってきたときには水道ビジョンは新水道ビジョンとなっており、安全・強靱・持続可能な水道を連携して整備して

是澤 裕二(これさわ・ゆうじ)氏の プロフィール

京都大学工学部衛生工学科を卒業後、昭和62年4月に厚生省入省。水道関係では厚生省の水道環境部水道整備課技術係長として平成6年渇水や阪神淡路大震災、大臣官房国際課国際協力専門官として水道分野の国際協力を担当。平成17年7月から18年6月まで厚生労働省水道課課長補佐も務めた。その後、環境省水・大気環境局大気環境課長、同土壌環境課長、環境省大臣官房参事官(放射性物質汚染対策担当)などを歴任し、平成29年7月から現職。

いく時代に突入していました。

課長としての大きな仕事は、やはり水道法の改正です。国会提出から約21カ月かかってしまいましたが、水道事業の基盤強化に向けた施策を強力に推進していかなければならないと考えています。

着実な強靱化 次世代へ

——現在まで水道技術はさまざまに発展してきました。

私が係長だったころは、官民連携のプロジェクトとして膜処理の実証実験が実施され、かび臭の問題から大規模浄水場へ高度浄水処理が導入され始めた時期でした。現在では両技術とも多くの浄水場で導入される確実な技術となっており、水道業界における着実な技術の進歩を実感しています。

また、鋼管をはじめ100年寿命の管路が増えています。以前は管路の寿命は40年ほどでありましたが、その倍以上の寿命を持ち、なおかつ震度7にも耐え得るような優れたものになってきています。民間企業のすばらしい努力の成果であり、大変心強く思います。

今年から水道管路緊急改善事業において交付金対象を拡充し、交付金の対象に布設後40年を経過した「耐震性の低い継手を有する鋼管」を追加しました。

現在の鋼管は耐震性にも優れていますが、溶接技術が十分に確立していなかった昭和40年代以前に布設した鋼管は継手部分が弱いなど耐震性が十分でないものがあり、更新の必要性を感じています。

近年、重要度の増している水道施設の維持管理において、鋼管ではパイプ・イン・パイプ工法による更新工事が積極的に実施されています。厚労省の周辺でも工事が開始されたことから、当課の職員有志で同工法の施工現場を視察させていただき、開削することなく効率的に管路の更新、耐震化を実現できる技術を勉強させていただきました。水道の強靱化を図りつつ次世代に引き継ぐために有効な更新工法の一つとして特性に合った場所で引き続き活用していただきたいと考えています。

改正水道法で基盤強化

——改正水道法の本質部分を教えてください。

わが国は長い時間をかけて安全な水道水質や低い漏水率などを達成し、世界に冠たる水道を構築してきました。しかし、これから人口減少が進んでいく中で、将来にどう引き継いでいくかを検討していく必要があります。水道業界にとって非常に重要な転換期を迎えていると感じています。

今回の改正水道法では第一条の目的規定を変更しました。もちろん、改正前の目的法目的に掲げていた「水道の計画的な整備」と「水道事業の保護育成」は今後も必要ですが、それにとどまらず現在の水道に求められていることを「水道の基盤強化」として表現しました。

わが国では、高いレベルの水道がほぼ完成している一方で、水道施設の老朽化など大きな問題を抱えています。現在の水道のレベルを維持・向上していくためには経営面、施設面、人材面などにおける基盤強化が求められます。水道業界を挙げて計画的な基盤強化が必要であることから、改正水道法には広域連携や適正な資産管理、官民連携の推進など、課題解決に向けたメッセージとなる施策を盛り込みました。

——基盤強化の推進に向け、都道府県や水道事

業体、民間企業にどのような役割が求められますか。

都道府県については、広域連携の推進役としての責務が規定されたので、基盤強化計画の策定主体として都道府県下の水道事業者を牽引し、基盤強化を進めていただきたいと思います。厚労省も基盤強化計画の策定の手引きを示すほか、財政的支援も含めて全面的にバックアップしていきます。

具体的には、昨年度から都道府県が水道基盤強化のための検討に要する経費について生活基盤施設耐震化等交付金の対象としています。また、従来から広域連携を進める上でインセンティブとなるよう、広域化事業について同交付金で支援してきましたが、平成31年度予算案では対象事業者に用水供給事業や特定簡水以外の簡易水道事業者を追加するとともに、小規模事業者については資本単価要件を撤廃し、さらなるインセンティブ経費の拡大を図りました。

加えて、3月には総務省と連名で「水道広域化推進プラン策定マニュアル」をとりまとめました。広域化の推進方針や具体的な取組みを記載するもので、令和4年度末までに公表し、最終的には水道基盤強化計画に引き継ぐことを想定しています。

さまざまな取組みを実施し、広域連携をより一層後押ししていきたいと考えています。

——施行までの予定を教えてください。

改正水道法の施行期日は10月1日に決まりました。一部、水道施設台帳の作成と保管義務に関する規定は令和4年9月30日に施行されます。

水道の基盤を強化するための基本的な方針については、厚生科学審議会の下に設置した水道事業の維持・向上に関する専門委員会における議論を終えたところであり、パブリックコメントを経て、決定される見通しです。コンセンション方式に関するガイドラインについても、新たに検討会を立ち上げ、先日とりまとめをいただいたところです。施行規則等の改正案とともに、パブリックコメント等の手続きを進めていく予定です。

これら改正水道法施行のための詳細な規定やガイドライン等をできる限り早い時期にお示ししようと考えているので、都道府県や水道事業

者におかれては、法律や各種既定の内容などをご理解いただいた上で、施行に向けた準備をお願いできればと思います。

業界全体で連携を

——5月より元号が「令和」となります。水道界にとってどのような時代にしていきたいとお考えですか。

いつも水道事業の現状を冬山で例えますが、それぞれの事業者が自分たちの冬山を登っていく際には、登山隊の一員として道案内などを務めるシェルパが必要であると考えています。さまざまな技術やノウハウを持っている民間企業がシェルパとして水道事業者と連携していくことが重要です。民間企業が持つICTなどの新しい技術を生かし、効率的な水道事業の実現につなげていただくことを期待しています。

これまでの水道界を振り返ると、明治は「近代水道創設の時代」、昭和は「普及拡大の時代」、そして平成は「転換の時代」であったと言えます。この30年間で普及率は頭打ちとなり、水需要は上昇、横ばいから減少に転じました。水道施設の老朽化が進み、新設よりも更新の需要が大きくなり、つくることから維持し、持続可能なものとするへ重点が置かれるようになったと感じます。

続く令和は「基盤強化・再構築の時代」にしていきたいものです。先人が築き上げてきたわが国のすばらしい水道を将来にわたり持続可能なものとし、後世に残すためには、基盤強化・再構築は避けて通ることのできない課題です。

これまでの水道は市町村や集落単位で整備してきましたが、今後はより大きく安定した経営母体での運営が必要となってきますし、人的にもしっかりと支えられる水道に再構築していかなければなりません。一回つくり上げたものを再構築するには非常に大きなエネルギーが必要です。簡単なことではありませんが、水道業界で連携して挑戦し、乗り越えなければなりません。日本水道鋼管協会会員の皆さまにも、引き続きご支援ご協力いただけると幸いです。